

# 宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱

令和8年2月25日告示第19号

改正 令和8年6月23日告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築資材等の物価の高騰により経済的な影響を受けている市民の居住環境の向上に資するとともに、市内建築業者等への受注機会の確保及び地域経済の活性化を図るため、住宅の新築工事及びリフォーム工事を行う者並びに建売住宅の取得を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則(平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 独立して生活を営むことができる建築物で、居室、便所及び台所を備える建物(別荘その他の一時的に使用するものを除く。)をいう。
- (2) 新築工事 市内に住宅を新たに建築すること。
- (3) リフォーム工事 住宅の修繕、補修、模様替え、外構工事等住宅又は当該住宅に係る敷地の機能維持又は機能向上のための工事であって、別表第1に掲げるものをいう。
- (4) 建売住宅 販売を前提に建築され、人の居住の用に供したことの無い住宅をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者であること。
  - ア 新築工事 補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)において39歳以下の建築主であって、完成後に当該住宅に居住するもの
  - イ リフォーム工事 市内に住所を有し、次条第1項に規定する対象住宅に居住している住宅の所有者
  - ウ 建売住宅の取得 申請日において39歳以下の者であって、取得後に当該住宅に居住するもの
- (2) 前号に定める者及び同居する世帯員が、申請日において、納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していないこと。
- (3) 第1号に定める者及び同居する世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 同一世帯において、過去にこの告示による補助金の交付を受けた者がいないこと。

(交付対象となる住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、賃貸の用に供していない、又は供する予定のないものとする。この場合において、対象住宅が集合住宅の場合は交付対象者が居住する個人専有部分を対象とし、店舗等との併用住宅である場

合は居住専用部分を対象とする。

- 2 補助金の交付の対象となる建売住宅は、市内に主たる事務所を有する法人又は個人事業者であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないものが建築し、及び所有するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この告示又は他の制度による補助金等の交付を受けている住宅及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する住宅は、対象住宅としない。ただし、当該他の制度による補助金等により工事を施工した部分以外の部分についてリフォーム工事をする場合は、この限りでない。

（交付対象となる工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、次に掲げる要件を満たす工事とする。

- (1) 市内に主たる事務所を有する法人又は個人事業者であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないものが施工すること。
- (2) 新築工事にあつては、第9条第1項の通知後に建築基準法第6条の確認の申請書を提出すること。
- (3) リフォーム工事にあつては、第9条第1項の通知後に着手すること。
- (4) 令和9年2月26日までに完了すること。

（交付対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（申請書の様式等）

第7条 規則第4条に定める申請書その他の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 新築工事にあつては、次に掲げる書類
  - ア 新築工事の請負契約書
  - イ 新築工事を行う住宅の位置図
  - ウ 新築工事箇所の現況写真及び工事計画図
  - エ 交付対象者が申請日において市外に住所を有する場合には、住民票の写し
- (3) リフォーム工事にあつては、次に掲げる書類
  - ア リフォーム工事の見積書
  - イ リフォーム工事を行う住宅の位置図
  - ウ リフォーム工事箇所の現況写真又は工事計画図
  - エ 住宅の所有者であることが確認できる書類
- (4) 建売住宅の取得にあつては、次に掲げる書類
  - ア 売買契約書
  - イ 建売住宅の位置図
  - ウ 建売住宅の現況写真
  - エ 交付対象者が申請日において市外に住所を有する場合には、住民票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、令和8年12月25日とする。

(変更の承認申請)

第8条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）に、必要に応じて前条第1項第2号から第4号までに掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付変更（中止、廃止）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付の決定通知)

第9条 規則第7条の規定による通知は、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

2 補助金の不交付の決定をしたときは、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(工事の着手)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付決定又は変更の承認後、速やかに工事に着手するものとする。

(事情変更等による決定の取消し又は変更の通知)

第12条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助事業の内容を変更した場合の通知は、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第6号）により当該取消し、又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による報告は、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金実績報告書（様式第7号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新築工事にあつては、次に掲げる書類

- ア 新築工事に係る代金の支払が確認できる書類
- イ 新築工事の完成写真
- ウ 建築基準法第7条第5項の検査済証の写し
- エ その他市長が認める書類

(2) リフォーム工事にあつては、次に掲げる書類

- ア リフォーム工事に係る代金の支払が確認できる書類

イ 住宅の所有者であることが確認できる書類

ウ その他市長が認める書類

(3) 建売住宅の取得にあつては、次に掲げる書類

ア 取得に係る代金の支払が確認できる書類

イ その他市長が必要と認める書類

(請求書等の様式)

第14条 規則第16条の請求は、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和8年4月8日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和8年6月23日から施行する。

別表第1(第2条関係)

リフォーム工事の種別	内容
住宅の省エネルギー化を目的としたリフォーム工事	高气密・高断熱住宅への改修工事、断熱材・断熱サッシ工事等
生活の支障の改善を目的としたリフォーム工事	手すりの取付け、床段差の解消、引戸改修、バリアフリー改修工事等
水洗化を目的としたリフォーム工事	下水道(浄化槽を含む。)接続工事等(水洗化対応便器の導入を含む。)
防災、防犯又は鳥獣対策を目的としたリフォーム工事	住宅の耐震化のための改修工事(風雪に伴う雪止め、雨どい、土砂災害防止のための耐力壁工事等を含む。)、擁壁工事、外構工事等
住宅の長寿命化を目的としたリフォーム工事	経年劣化による改修、間取りの変更又は増改築を行う改修工事(躯体、クロス、障子、ふすま、タイル石、屋根、外壁、建具、サッシ工事等)、機器の改修等(キッチンシンク、洗面所、浴槽、換気扇の改修等)
その他リフォーム工事	市長が特に必要と認めるもの

別表第2(第6条関係)

補助対象経費	補助額
新築工事に要する経費	経費が100万円以上のものにつき100万円
リフォーム工事に要する経費	次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 30万円以上100万円未満のもの 15万円 (2) 100万円以上のもの 30万円

建売住宅の取得に要する経費

経費が100万円以上のものにつき100万円

宮古市長 あて

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付申請書  
宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象住宅	所 在	宮古市		
	所 有 者 (建築主)	生年月日		年齢
世帯員の氏名 (続柄)	(世帯主)	( )	( )	
	( )	( )	( )	
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> リフォーム工事			
住宅取得	<input type="checkbox"/> 建売住宅の取得			
実施工事の額	円	補助金申請額	円	
工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで	
工事施工業者	所 在	宮古市		
	会 社 名			
	電話番号			
リフォーム 工事の種別	<input type="checkbox"/> 1 省エネルギー化 <input type="checkbox"/> 2 生活の支障改善 <input type="checkbox"/> 3 水洗化		<input type="checkbox"/> 4 防災・防犯・鳥獣対策 <input type="checkbox"/> 5 長寿命化 <input type="checkbox"/> 6 その他	
添付書類	新築工事		リフォーム工事	建売住宅の取得
	<input type="checkbox"/> 請負契約書 <input type="checkbox"/> 住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 新築工事箇所の現況写真及び工事計画図 <input type="checkbox"/> 住民票（宮古市以外の場合）		<input type="checkbox"/> 工事の見積書 <input type="checkbox"/> 住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 工事箇所の現況写真又は工事計画図 <input type="checkbox"/> 住宅の所有者であることが確認できる書類	<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 住民票（宮古市以外の場合）
<p>申請者及び世帯員は暴力団員ではありません。              申請者及び世帯員に市税等の滞納はありません。              また、この補助金に係る審査等のために、市担当課の職員が、申請者及び世帯員の住民情報や宮古市税務課で保有する市税等に関する情報を確認することに同意します。</p> <p>世帯全員の署名 _____</p>				

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金  
交付変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等の計画を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱第8条の規定により、承認を申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更計画の内容

3 添付書類

様式第3号（第8条関係）

第 年 月 日  
号

様

宮古市長

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金  
交付変更（中止、廃止）決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付変更（中止、廃止）について、次のとおり決定したので宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

承認する

承認しない（理由： \_\_\_\_\_）

住所  
氏名

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付決定通知書  
年 月 日付けで申請のあった宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金について、審査の結果、下記のとおり交付決定したので、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

宮古市長

- |        |     |   |
|--------|-----|---|
| 1 交付金額 | 金   | 円 |
| 2 交付方法 | 口座払 |   |

住所  
氏名

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金について、審査の結果、下記の理由により不交付決定したので、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

宮古市長

不交付の理由

住所  
氏名

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金

交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付け宮古市指令第 号で交付決定の通知をした宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金について、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり取消（変更）したので通知します。

年 月 日

宮古市長

印

1 取消しの場合

取消金額 円  
（規則第9条関係及び第17条関係）

2 変更の場合

補助金交付決定額 円  
（規則第12条）

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金実績報告書

年 月 日付け宮古市指令 第 号で補助金の交付の決定があった標記事業について、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業完了年月日 (建売住宅の取得 年月日)	年 月 日
補助金交付決定額	金 円
添付書類	(1) 工事等代金の支払が確認できる書類 (2) 完成写真（新築工事又はリフォーム工事の場合） (3) 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築工事の場合） (4) その他市長が認める書類

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付請求書

宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金について、宮古市物価高騰対策住宅新築・リフォーム支援事業等補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

請求金額 金 円

<振込先口座について>

- ・申請者の口座情報について記入すること。
- ・申請者の通帳又はキャッシュカードの写しを添付すること。

金融機関名		支店名	本店 支店
金融機関 コード		支店コード	

預金種別 (どちらかに○)	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ 口座名義									